

**国際芸術祭「あいち2022」
交通広告等出稿計画策定等業務プロポーザル募集要領**

1. 業務の概要

(1) 業務名

国際芸術祭「あいち2022」交通広告等出稿計画策定等業務

(2) 業務の目的

2022年7月30日（土）から10月10日（月・祝）に開催する国際芸術祭「あいち2022」について、戦略的に交通広告の出稿やその他広告・PRを実施し、県民全体の認知度を一層高めて開催に向けた盛り上がりを醸成するとともに、実際の来場につなげていくための交通広告等の出稿計画の作成及び2022年3月下旬の交通広告の出稿を本業務の目的とする。

(3) 業務内容

本業務の業務内容は、別添「国際芸術祭「あいち2022」交通広告等出稿計画策定等業務仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）による。

なお、業務内容の詳細については、契約前に、企画提案に基づき協議のうえ、決定する。

2. 契約条件等

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約期間

契約の日から、2022年3月31日（木）までとする。

(3) 契約金額限度額

1,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(4) 契約の締結

国際芸術祭「あいち」組織委員会は、選定した受託候補者の企画提案書に基づき、契約金額限度額の範囲内で契約内容について協議を行い、同者と業務委託契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合には、次点の者と交渉する。

(5) 次年度の業務予定

次年度は、本業務で作成する計画に基づいた交通広告等出稿業務の委託を行う見込みである。

ただし、本業務で作成する計画に基づいた交通広告等出稿業務から切り離して実施することが適当であるものについては、別途発注する。

なお、次年度の交通広告等出稿業務委託については、必要となる経費を発注者が積算の上、予算の範囲内において実施する。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限らない。

3. 業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) その他本要領に定めのないことについては、別添業務仕様書のとおりとする。

4. 選定方法

本募集は、業務内容に対する応募者の考え方や具体的な交通広告出稿の実力等について、「提案」を通して評価し、受託者を選定する。従って、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない。

5. 応募資格

応募者は、次の(1)から(5)までのすべての要件を満たしている法人とする。(個人での応募はできない。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県から入札参加資格(指名)停止の措置を受けていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税の未納がないこと。

6. 企画提案書の提出等

企画提案書には、「あいち2022」の開催概要やテーマ等を踏まえ、以下の各項目について記述すること。その際、別添の業務仕様書の内容を踏まえたものとすること。

- (1) 交通広告出稿等に係る実施方針
2022年3月下旬から10月10日までの期間の交通広告出稿及びその他広告・PR等の実施方針を記載。実施方針においては、広告出稿の具体的な内容並びにその実施に係る概算費用を項目ごとに示すこと。(消費税及び地方消費税を含める。)
- (2) 2022年度における交通広告出稿の実施方針
2022年3月下旬における、「あいち2022」の開催概要及び前売券発売(2022年4月1日予定)等に関する交通広告出稿の実施方針を示すこと。
- (3) アピールポイント
その他、本業務を遂行する上での、独自のアピールポイントについて、記述すること。

7. 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

ア. 提出書類

- ・ 企画提案参加申込書（様式2） 1部
- ・ 企画提案書（片面15ページ以内、様式任意）10部（正本1部、副本9部）
- ・ 事業実施体制及び同種事業実績（様式3）10部（正本1部、副本9部）
- ・ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（様式4）
10部（正本1部、副本9部）

イ. 提出方法

持参又は郵送（封筒の表面に「「あいち2022」交通広告等出稿計画策定等業務応募書類在中」と朱書きで記載すること。）

ウ. 提出期限

2022年1月20日（木）午後5時（必着）

エ. 提出先

「12. 提出・問合せ先」のとおり

(2) 企画提案書等作成上の注意

- ア. 用紙サイズは、A4縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、図などを作成する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- イ. 必要に応じて、図表・絵・写真等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめること。
- ウ. 企画提案は、1事業者あたり1提案とすること。
- エ. 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(3) その他の提出書類

規約（定款、寄付行為等）の写し、直近年度の事業実績報告書及び収支決算書、又は事業計画書、収支予算書及び納税証明書（国税、県税、市町村税）を各1部提出すること。

8. 応募に関する質問

(1) 質問方法

国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局において、2022年1月7日（金）午後5時まで、電子メールで受け付ける。

別添「「国際芸術祭「あいち2022」交通広告等出稿計画策定等業務」質問書（様式1）」により、質問事項を明確に記入の上、組織委員会事務局（triennale@pref.aichi.lg.jp）宛てに電子メールで送信すること。なお、口頭（電話を含む。）による質問には応じない。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、2022年1月13日（木）午後5時までに、質問内容が当該事業者等固有にかかる場合を除いて、国際芸術祭「あいち2022」公式Webサイトの（<https://aichitriennale.jp/>）「ニュース」に掲載する。

9. 提案の審査・選定等

(1) 審査方法（書面審査）

提出された応募書類に基づいて、審査委員による書面審査を行う。
審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知する。

(4) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ・ 応募する資格のない者が提案したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ・ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ・ あらかじめ指示した提出物に不足があったとき。
- ・ 応募者が当該公募に対して、2以上の提案をしたとき。
- ・ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. スケジュール（予定）

2021年12月21日（火）	募集要領等の公表（企画提案の公募開始）
2022年1月7日（金）	質問書の提出期限（午後5時まで（必着））
1月13日（木）	質問への回答
<u>1月20日（木）</u>	<u>提出期限（午後5時まで（必着））</u>
1月21日（金）～	書面審査
1月下旬	結果通知及び契約締結

11. その他

- (1) 書類の作成・提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提出された書類は、返却しない。
- (2) 契約金額の支払いについては、契約内容の完了検査後に、精算払いとする。
- (3) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、委託者が定める。

12. 提出・問合せ先

住 所 〒461-8525

愛知県名古屋市中区東桜一丁目13-2 愛知芸術文化センター6階
国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局（担当：市川、水越）
（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

電 話 052-971-3111

F A X 052-971-6115

E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
1. 交通広告の出稿等に係る実施方針	(1)	・国際芸術祭「あいち2022」の企画概要やテーマ等を十分に理解した上で、戦略的・効果的な交通広告等出稿計画を提案しているか。	20
	(2)	・交通広告等の出稿にあたり、十分な掲載スペースが提案されているか。また、効果的な出稿について提案がなされているか。	20
	(3)	・実施スケジュール及び経費は、具体的かつ妥当であるか	10
2. 2021 年度における交通広告出稿の実施方針		・交通広告の出稿にあたり、十分な広告スペースが提案され、また、効果的な出稿について提案がなされているか。	20
3. 業務実施体制等		・業務実施体制が具体的に示されているか。 ・統括する責任者等については、現在の勤務地（都道府県）、所属、役職、氏名と、類似業務実績及びその概要が具体的に示されているか。	10
4. 類似業務の実績		・多数が来場する美術展やイベントなど、本事業に類する事業で良好な実績を有しており、その経験等を十分に活かすことが期待できるか。	10
5. アピールポイント		・本業務の趣旨を理解した上で、独自のアピールポイントが示されているか。	10
小計 (①)			100
6. 社会的取組	(1)	【環境に配慮した事業活動】 ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証又は、自動車エコ事業所の認定を受けているか。(2点)	2
	(2)	【障害者等への就業支援】 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者法定雇用率を達成しているか、又は、協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。(2点、協力雇用主の登録のみ0.5点)	2

	(3)	<p>【男女共同参画社会の形成】</p> <p>①あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。(2点)</p> <p>②女性の活躍促進宣言を提出しているか。(①の認証がない場合) (1点)</p> <p>③えるぼし認定、プラチナえるぼし認定のいずれかを受けているか。(①の認証がない場合) (1点)</p>	2
	(4)	<p>【仕事と生活の調和】</p> <p>①愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、くるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。(1点)</p> <p>②あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。(1点)</p>	2
	(5)	<p>① 【エコモビリティライフの推進】 あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。(1点、2つ以上で2点)</p> <p>② 【安全なまちづくりと交通安全の推進】 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。(1点、2つ以上で2点)</p> <p>③ 【健康づくりの推進】 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。(1点、2つ以上で2点)</p>	2
小計 (②)			10
合計 (①+②)			110

※6 (5) については、評価項目の2項目以上に適合する場合は満点、1項目のみに適合する場合は満点の2分の1に相当する点を加点。))